

温泉事業者の方へ

温泉の掲示について

～安全に温泉を利用していただくために～



温泉を利用することは、日頃の疲れを癒し、心身のリフレッシュ効果があるとされており、健康づくりのひとつとして注目されています。

しかし、「禁忌症」をお持ちの方等にとっては健康に悪影響を与える場合もありますので、正しく利用する必要があります。

温泉を公共の浴用または飲用に供しようとする事業者の方は、都道府県知事等の許可を受けなければなりません。

また、温泉利用施設を運営される事業者の方は、10年以内ごとに温泉成分検査を行い、保健所への届出及び温泉成分等の掲示をしなければなりません。

本リーフレットは、温泉成分等の掲示方法についてまとめていますので、ご活用いただき、利用者の方に安全に安心して温泉を利用していただきますようお願いいたします。

温泉成分等の掲示とは

温泉法第18条第1項には、次のように規定されています。

温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を掲示しなければならない。

ここでは、温泉法第18条第1項に基づく掲示を「温泉成分等の掲示」、温泉を公共の浴用又は飲用に供する者を「温泉事業者」といいます。

掲示内容について

温泉法第18条第1項に基づき掲示しなければならない事項は以下のとおりです。

- 1 源泉名
- 2 温泉の泉質
- 3 温泉の温度
- 4 温泉の成分
- 5 温泉の成分の分析年月日
- 6 登録分析機関の名称及び登録番号
- 7 浴用又は飲用の禁忌症
- 8 浴用又は飲用の方法及び注意
- 9 加水する場合は、その旨及びその理由
- 10 加温する場合は、その旨及びその理由
- 11 循環（又は循環ろ過）利用する場合はその旨及び理由
- 12 入浴剤を加える場合は、入浴剤の名称及びその理由
- 13 消毒して利用する場合は、消毒の方法及びその理由

温泉の適応症について、掲示義務はありません。
また、飲用しない場合は飲用上の注意の掲示は不要です。



Q 温泉の温度とは？

A 温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温度です。

Q 施設内の見やすい場所とは？

A 浴用に供する場合にあっては更衣室、浴槽に面した壁等をいいます。
飲用に供する場合にあってもこれに準じて実際に利用者が温泉を飲用に供する場所に掲示すべきです。
また、必ずしも登録分析機関が策定する温泉分析表を掲示する必要はなく、適正な内容の掲示を見やすい形式で行うことが必要です。



1	源泉名	●●●●●
2	温泉の泉質	●●●●●
3	温泉の温度	●●°
4	温泉の成分	●●●●●
5	温泉の成分の分析年月日	●●年●月●日
6	登録番号	●●●●●



■ 保健所への届出について

温泉事業者の方は、温泉成分等を掲示（変更）しようとするときは、あらかじめ、その内容を保健所へ届出なければなりません。

■ 成分分析検査について

温泉成分等は、都道府県知事の登録を受けた「登録分析機関」の行う温泉成分分析の結果に基づいて掲示しなければなりません。

登録分析機関一覧は環境省ホームページに公開されています。

1 定期的な成分分析を受けるべき期間について

前回の「温泉成分分析を受けた日」から10年以内です。



10年以内

2 成分分析の実施場所について

温泉成分分析は、利用施設において行うことが原則ですが、源泉と利用施設との間でその成分に差異がないと認められる場合は、源泉において行っても差し支えありません。

源泉と利用施設において温泉成分等に差異がある場合には、利用施設における温泉成分分析を行い掲示する必要があります。

3 成分分析の実施主体について

利用施設と源泉の管理者が異なる場合は、温泉成分分析を受ける義務は常に利用施設の管理者にあります。

Q 温泉成分分析を受けた日とは？

A 登録分析機関が発行する温泉分析書中の「分析終了日」です。

■ 掲示内容の変更について

成分分析結果についての通知を受けた日から30日以内に、その結果に基づき、掲示内容を変更しなければなりません。

■ 掲示の具体的方法について

温度、衛生状態等は気温の変化や利用者の数等により変動する可能性がありますので、温泉事業者にも、温泉利用者にも分かりやすいものにするよう努めましょう。また、年間を通じた状況が分かるような掲示の仕方を工夫しましょう。

温泉の成分については、温泉分析書の「試料1kg中の成分、分量及び組成」の項目のうち、検出されたものはすべて掲示してください。また、温泉分析書（ただし、温泉分析書別表は除く。）をそのまま用いることも一つの方法です。

Q 同一施設内に温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽を有する場合はどうすればよいの？

A 同一施設内に、温泉利用の浴槽とそれ以外の浴槽（水道水を温めている浴槽等）を有している施設にあつては、温泉利用の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるようにしましょう。

同一施設内に源泉等が異なる、又は温泉の成分が異なる浴槽を有している施設にあつては、それぞれの泉質の浴槽と掲示との対応関係が明らかになるような掲示を行いましょう。



Q 浴槽ごとに温泉成分等の掲示をしないとイケないの？

A 同一源泉から引湯し、同一浴室内その他互いに隣接した施設において利用する場合等、各施設相互間に成分の差異が全く認められないときには、まとめて掲示することができます。

ただし、掲示の場所と浴室の場所が離れているような場合は、必ずしも「見やすい」場所とは言いがたい場合もあるため、利用者が容易に知り得る場所に掲示するようにしましょう。



入浴又は飲用上必要な情報について

下記の処理を行う場合は、次の記載例を参考に、その方法と理由を掲示しましょう。

加水する場合

- ・ 源泉温度が高いため加水しています。
- ・ ○○（成分名）の濃度が高いため加水しています。
- ・ 温泉の供給量の不足を補うため加水しています。



加温する場合

- ・ （源泉温度が低いので）入浴に適した温度に保つため加温しています。
- ・ 貯湯槽を有するので、衛生管理のため加温しています。



循環（循環ろ過）利用する場合

- ・ 衛生管理のため、循環ろ過装置を使用しています。
- ・ 温泉資源の保護と衛生管理のため、循環ろ過装置を使用しています。
- ・ 浴槽内の温度を均一に保つため、循環ろ過装置を使用しています。

消毒する場合

- ・ 衛生管理のため、塩素系薬剤、オゾン、紫外線、銀イオン、光触媒を使用しています。
- ・ 大津市○○条例の衛生に関する基準を満たすため、塩素系薬剤を使用しています。



入浴剤を加える場合

(1) 入浴剤の名称等について

- ・ 製品の名称、製造（販売）会社名、主な成分など
- ・ 入浴剤を使用する時期が不規則の場合は、入浴剤の名称等に加えて、「冬期のみ使用」、「毎月26日に使用」、「使用する日は、浴槽脇に表示します」など
- ・ 牛乳、酒、食塩などを添加する場合はその旨

(2) 入浴剤添加の理由の例

- ・ 季節感を感じていただきたいので、入浴剤を添加しています。
- ・ お湯の色を良くしたいので、入浴剤を添加しています。
- ・ 香りを楽しんでいただきたいので、入浴剤を添加しています。



上記以外に、自主的な情報提供が望ましい事項

- (1) 加水、加温、循環、入浴剤の添加、消毒処理の程度
- (2) 加水する場合、水道水、井戸水、沢水等の別
- (3) 温泉利用施設の清掃の状況及び入替頻度等

■ 禁忌症及び入浴上の注意の掲示について

1 禁忌症について

禁忌症とは、1回の温泉入浴又は飲用でも有害事象を生ずる危険性がある病気・病態のことです。なお、禁忌症にあたる場合でも、専門的知識を有する医師の指導のもとに温泉療養を行うこともあります。ここでは浴用の場合のみについて記載します。飲用をお考えの場合は、保健所にお問い合わせください。



2 掲示基準

(1) 禁忌症

① 温泉の一般的禁忌症

病気の活動期（特に熱のあるとき）、
活動性の結核、進行した悪性腫瘍又は高度の貧血など身体衰弱の著しい場合、
少し動くと息苦しくなるような重い心臓又は肺の病気、むくみのあるような重い腎臓の病気、
消化管出血、目に見える出血があるとき、
慢性の病気の急性増悪期

② 泉質別禁忌症

酸性泉	皮膚又は粘膜の過敏な人、高齢者の皮膚乾燥症
硫黄泉	

(2) 入浴上の注意

温泉の浴用は、以下の事項を守って行う必要があります。

入浴前の注意	<p>ア. 食事の直前、直後及び飲酒後の入浴は避けること。酩酊状態での入浴は特に避けること。</p> <p>イ. 過度の疲労時には身体を休めること。</p> <p>ウ. 運動後30分程度の間は身体を休めること。</p> <p>エ. 高齢者、子供及び身体の不自由な人は、1人での入浴は避けることが望ましいこと。</p> <p>オ. 浴槽に入る前に、手足から掛け湯をして温度に慣らすとともに、身体を洗い流すこと。</p> <p>カ. 入浴時、特に起床直後の入浴時などは脱水症状等にならないよう、あらかじめコップ一杯程度の水分を補給しておくこと。</p>	
入浴方法	<p>ア. 入浴温度 高齢者、高血圧症若しくは心臓病の人又は脳卒中を経験した人は、42℃以上の高温浴は避けること。</p> <p>イ. 入浴形態 心肺機能の低下している人は、全身浴よりも半身浴又は部分浴が望ましいこと。</p> <p>ウ. 入浴回数 入浴開始後数日間、1日当たり1～2回とし、慣れてきたら2～3回まで増やしてもよいこと。</p> <p>エ. 入浴時間 入浴温度により異なるが、1回当たり、初めは3～10分程度とし、慣れてきたら15～20分程度まで延長してもよいこと。</p>	

入浴中の注意	<p>ア. 運動浴を除き、一般に手足を軽く動かす程度にして静かに入浴すること。</p> <p>イ. 浴槽から出る時は、立ちくらみを起こさないようにゆっくり出ること。</p> <p>ウ. めまいが生じ、又は気分が不良となった時は、近くの人に助けを求めつつ、浴槽から頭を低い位置に保ってゆっくり出て、横になって回復を待つこと。</p>
入浴後の注意	<p>ア. 身体に付着した温泉成分を温水で洗い流さず、タオルで水分を拭き取り、着衣の上、保温及び30分程度の安静を心がけること。ただし、肌の弱い人は、刺激の強い泉質（例えば酸性泉や硫黄泉等）や必要に応じて塩素消毒等が行われている場合には、温泉成分等を温水で洗い流した方がよいこと。</p> <p>イ. 脱水症状等を避けるため、コップ一杯程度の水分を補給すること。</p>
湯あたり	<p>温泉療養開始後おおむね3日～1週間前後に、気分不快、不眠若しくは消化器症状等の湯あたり症状又は皮膚炎などが現れることがある。このような状態が現れている間は、入浴を中止するか、又は回数を減らし、このような状態からの回復を待つこと。</p>
その他	<p>浴槽水の清潔を保つため、浴槽にタオルは入れないこと。</p>



療養泉の適応症について

温泉療養を行うにあたっては、以下の点を理解して行う必要があります。

- ①温泉療養の効用は、温泉の含有成分などの化学的因子、温熱その他の物理的因子、温泉地の地勢及び気候、利用者の生活リズムの変化その他諸般によって起こる総合作用による心理反応などを含む生体反応であること。
- ②温泉療養は、特定の病気を治癒させるよりも、療養を行う人の持つ症状、苦痛を軽減し、健康の回復、増進を図ることで全体的改善効果を得ることを目的とすること。
- ③温泉療養は短期間でも精神的なリフレッシュなど相応の効用が得られるが、十分な効用を得るためには通常2～3週間の療養期間を適当とすること。
- ④適応症でも、その病期又は療養を行う人の状態によっては悪化する場合があるので、温泉療養は専門的知識を有する医師による薬物、運動と休養、睡眠、食事などを含む指示、指導のもとに行うことが望ましいこと。
- ⑤適応症については、その効用は総合作用による心理反応などを含む生体反応によるもので、温泉の成分のみによって各温泉の効用を確定することは困難であること等から、その掲示の内容については保健所にお問い合わせください。なお、適応症の掲示は義務ではありません。

<参考>療養泉の一般的な適応症（浴用）

筋肉若しくは関節の慢性的な痛み又はこわばり（関節リウマチ、変形性関節症、腰痛症、神経痛、五十肩、打撲、捻挫などの慢性期）、運動麻痺における筋肉のこわばり、冷え性、末梢循環障害、胃腸機能の低下（胃がもたれる、腸にガスがたまるなど）、軽症高血圧、耐糖能異常（糖尿病）、軽い高コレステロール血症、軽い喘息又は肺気腫、痔の痛み、自律神経不安定症、ストレスによる諸症状（睡眠障害、うつ状態など）、病後回復期、疲労回復、健康増進